

千葉県産科医等確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科・産婦人科医及び助産師（以下「産科医等」という。）の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医等の確保を図るため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画に定め、千葉県が同法第6条に基づく基金を活用して実施する事業のうち、次に定めるものとする。

産科医等確保支援事業

以下の要件の全てを満たすもの又はこれに準じるものと市長が認めたものが実施する、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）に係る事業とする。

ア 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科医等に対して、分娩手当等について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、市長が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

イ 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・解除）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「選定額」という。）に補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、既に規則第6条の規定による通知を行った場合において、第2条に定める千葉県の基金から市の補助事業への交付額が、各分娩施設の選定額に3分の1を乗じて得

た額の総額を下回る場合は、その交付額の調整率に応じて速やかに変更交付決定をするものとする。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
産科医等確保 支援事業	1分娩当たり 10,000円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の2

（申請）

第4条 規則第3条の規定による補助金の申請をしようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉市産科医等確保支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）正1部を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- （5）補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- （6）補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第2号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付

させることがある。

(7) 補助事業者（補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）は、市から概算払いにより補助金の交付を受けた場合には、その交付額に補助事業者が負担する額を加えた金額を、分娩の実績に応じて、産科医等に交付しなければならない。

(8) その他市長が必要と認める事項

(交付の決定)

第6条 規則第4条に基づく通知は、千葉市産科医等確保支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）によるものとする。

(変更等承認申請)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市産科医等確保支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）正1部を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉市産科医等確保支援事業実績報告書（別記第5号様式）正1部を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市産科医等確保支援事業補助金確定通知書（別記第6号様式）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条の規定により補助金の交付を請求するときは、千葉市産科医等確保支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 平成21年度においては、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について補助金を交付するものとする。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記第1号様式

平成 年 月 日

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

印

平成 年度千葉市産科医等確保支援事業補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり千葉市産科医等確保支援事業を実施したいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助金の申請額 金 円

2 所要額調書（別紙1）

3 事業計画書（別紙2）

4 添付書類

（1）歳入歳出予算書の抄本

（2）通常分娩費用（入院から退院まで）の金額がわかる書類（料金表等）

（3）その他参考となる書類

別紙 1

経費所要額調書

施設名	総事業費 (A)	寄付金及びその他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の実支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C)(D)(E)のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	市補助金所要額 (F)×(G) (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	2/3	円	

記入要領

- 1 「選定額」欄には、「対象経費の実支出予定額」と「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 2 「市補助金所要額」欄には、「選定額」と「差引事業費」とを比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た金額を記入すること。
- 3 「市補助金所要額」欄の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。

別紙 2

産科医等確保支援事業計画書

担当者氏名 _____

電話番号 _____

施設区分	施設名	設置主体	所在地	一般的な分娩費用	分娩手当等の対象となる 分娩取扱（見込）件数	分娩手当等 支給（見込）額
該当するものを○で囲む 病院 診療所 助産所				円	件	円

	人数	支給区分	支給単価（円）
産科医又は 産婦人科医	人		
助産師	人		

記入要領

- 「分娩手当等の対象となる分娩取扱（見込）件数」欄は、産科医、産婦人科医又は助産師に対する分娩手当等の支給対象となる分娩取扱（見込）件数を記載すること。
- 「分娩手当等支給（見込）額」欄は、産科医、産婦人科医又は助産師に対する分娩手当等の支給（見込）額を記載すること。
- 分娩手当等の額について、日中と夜間、正常分娩と帝王切開などにより異なる支給単価を設定している場合には、「支給区分」欄及び「支給単価」欄は、それぞれの区分及び当該区分ごとの支給単価をすべて記載すること。

別記第2号様式

平成 年 月 日

千葉市長 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名) 印

平成 年度消費税等に係る仕入控除税額報告書
平成 年 月 日千葉市指令 第 号で補助金交付決定のあ
った千葉市産科医等確保支援事業補助金について、千葉市産科医等確保支援事
業補助金交付要綱第5条第6号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除 税額 金 円
- 3 補助金返還相当額 金 円
- 4 その他参考となるべき資料（2及び3の金額の精算の内訳等）

住所

団体名

代表者名 様

平成 年度千葉県産科医等確保支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった平成 年度千葉県産科医等確保支援事業補助金については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号）第4条の規定により、下記のとおり交付決定する。

平成 年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件 千葉県補助金等交付規則及び千葉県産科医等確保支援事業補助金交付要綱の規定に定めるとおりとする。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

別記第4号様式

平成 年 月 日

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

印

平成 年度千葉市産科医等確保支援事業補助金

変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金交付決定のあった
千葉市産科医等確保支援事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、千葉市産科医
等確保支援事業補助金交付要綱第7条の規定により承認申請します。

1 変更(中止・廃止)事業名

2 変更(中止・廃止)の理由

3 変更前計画

4 変更後計画

別記第5号様式

平成 年 月 日

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

印

平成 年度千葉市産科医等確保支援事業実績報告書
平成 年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金交付決定のあった
千葉市産科医等確保支援事業について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

1 所要額精算書（別紙1）

2 実績報告書（別紙2）

3 添付書類

(1) 歳入歳出決算書抄本

(2) 手当等の支給を明文化した書類（就業規則、雇用契約書の写し等）

(3) その他参考となる資料

※ (2) は、産科医等確保支援事業（分娩手当等）について、個人で診療所又は助産所を開設し、他の産科医及び助産師を雇用していない施設の場合は不要。

別紙1

経費所要額精算書

施設名	総事業費 (A)	寄付金及びその 他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C) (D) (E)のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	市補助金 所要額 (F)×(G) (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	2/3	円	

記入要領

- 1 「選定額」欄には、「対象経費の実支出額」と「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 2 「市補助金所要額」欄には、「選定額」と「差引事業費」とを比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た金額を記入すること。
- 3 「市補助金所要額」欄の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。

別紙2

産科医等確保支援事業実績報告書

担当者氏名 _____

電話番号 _____

施設区分	施設名	設置主体	所在地	一般的な分娩費用	分娩手当等の対象となる分娩取扱件数	分娩手当等支給額
該当するものを○で囲む 病 院 診療所 助産所				円	件	円

	人数	支給区分	支給単価 (円)
産科医又は産婦人科医	人		
助産師	人		

記入要領

- 「分娩手当等の対象となる分娩取扱件数」欄は、産科医、産婦人科医又は助産師に対して支給した分娩手当等に係る分娩取扱の件数を記載すること。
- 「分娩手当等支給額」欄は、産科医、産婦人科医又は助産師に対して支給した分娩手当等の金額を記載すること。
- 分娩手当等の額について、日中と夜間、正常分娩と帝王切開などにより異なる支給単価を設定している場合には、「支給区分」欄及び「支給単価」欄は、それぞれの区分及び当該区分ごとの支給単価をすべて記載すること。

住所

団体名

代表者名

印

平成 年度千葉市産科医等確保支援事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付け千葉市指令保健企第 号で交付を決定した平成 年度千葉市産科医等確保支援事業補助金については、千葉市補助金等交付規則（昭和60年規則第8号）第13条の規定により、交付額を 円に確定する。

平成 年 月 日

千葉市長

印

審査請求等について

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

別記第7号様式

平成 年 月 日

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

印

平成 年度千葉市産科医等確保支援事業補助金交付請求書
平成 年 月 日付け千葉市達 第 号で額の確定のあった千葉市産
科医等確保支援事業補助金を千葉市補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり
請求します

記

金

円

振込先

銀行

支店

口座名

預金種別

普通・当座

口座番号